

**函館市プレミアム付商品券発行運営業務に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」）が実施する函館市プレミアム付商品券発行運営業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案の評価に関すること。
- (2) 最適提案者の選定に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(審査委員)

第3条 ※審査委員は受託候補者決定後に公表

2 審査委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、函館市プレミアム商品券発行事業実行委員会委員長が招集し、審査委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は出席した審査委員の合議により決する。
- 3 会議は、原則として非公開とする。
- 4 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第5条 審査委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

- 2 審査委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第6条 審査委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理し、会議
の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要
な事項は、実行委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月27日から施行する。